

昭和24年12月19日認可
平成11年4月6日改正認可
平成15年9月2日改正認可

寄 附 行 為

財団法人馬事畜産會館

第 1 章 総則

第 1 条（名 称）

この法人は、財団法人馬事畜産会館（以下「会館」という。）という。

第 2 条（事務所）

会館は、事務所を東京都中央区新川二丁目 6 番 1 6 号に置く。

第 3 条（目 的）

会館は、馬事その他畜産一般に関する知識の普及を図るとともに、馬事その他畜産関係団体及び馬事その他畜産関係者の業務上の便益を図り、もって馬事その他畜産の発達に資することを目的とする。

第 4 条（事 業）

会館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （ 1 ）旧日本馬事会から譲り受ける財産を馬事その他畜産関係団体及び馬事その他畜産関係者のためにする利用
- （ 2 ）馬事その他畜産に関する調査研究
- （ 3 ）馬事その他畜産に関する図書その他の資料の収集及び展示
- （ 4 ）馬事その他畜産に関する印刷物の刊行
- （ 5 ）馬事その他畜産に関する知識の普及宣伝
- （ 6 ）その他会館の目的を達するために必要な事業

第 2 章 資産及び会計

第 5 条（資産の構成）

会館の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （ 1 ）財産目録に記載された財産
- （ 2 ）資産から生ずる収入
- （ 3 ）寄附金品
- （ 4 ）事業に伴う収入
- （ 5 ）その他の収入

第6条（資産の種別）

会館の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

2．基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1）旧日本馬事会精算残余財産として譲り受ける財産
- （2）設立発起人において拠出する寄附金
- （3）設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
- （4）理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3．普通財産は、基本財産以外の財産とする。

第7条（資産の管理）

会館の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8条（基本財産の処分）

基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、会館の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の同意を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けて、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

第9条（経費の支弁等）

会館の経費は、普通財産をもって支弁する。

2．会館が行う事業のうち、理事会において定める事業の経理については、特別の勘定を設けて、他の事業に係る経費と区分して経理しなければならない。

第10条（借入金）

会館は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度内において普通財産をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2．会館は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の同意を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けて、基本財産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

第11条（事業年度）

会館の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第 1 2 条（事業計画及び収支予算）

会長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、理事会において出席理事の 3 分の 2 以上の多数による議決及び評議員会の同意を経て、農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 . 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の収支予算に準じ暫定予算を編成し、収入支出をすることができる。
- 3 . 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 1 3 条（事業報告及び収支計算書等）

会長は、毎事業年度終了後、遅滞なく、次の各号に掲げる書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

- 2 . 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事会に提出しなければならない。
- 3 . 会長は、第 1 項の書類及び前項の監査報告書について、理事会において出席理事の 3 分の 2 以上の多数による議決及び評議員会の同意を経て、毎事業年度開始の日から 3 月以内に、これを農林水産大臣に提出しなければならない。
- 4 . 会長は、第 1 項の書類及び第 2 項の監査報告書を事務所に備え付けておかなければならない。

第 3 章 役員等

第 1 4 条（役員の定数及び選任）

会館に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 人以上 1 0 人以内
- (2) 監事 2 人

- 2 . 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 3 . 理事及び監事の選任に当たって、社団法人日本馬術連盟、社団法人日本家畜商協会、全国畜産農業協同組合連合会及び社団法人日本馬事協会はそれぞれ評議員会に理事及び監事を推薦することができる。
- 4 . 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 5 . 理事のうちから会長 1 人、副会長 1 人及び専務理事 1 人を互選する。
- 6 . 理事のうち、同一親族（ 3 親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。 ）又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在の数の 3 分の 1 を超えてはならない。

第15条（役員職務）

会長は、会館を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄して業務を処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
4. 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。
5. 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

第16条（役員任期）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第17条（任期満了又は辞任の場合）

役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第18条（役員解任）

会館は、役員が会館の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ出席理事及び出席評議員の3分の2以上の議決を経て、解任することができる。

この場合には、会館は、その理事会及び評議員会の開催の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、理事会及び評議員会で議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

第19条（役員報酬）

役員は、無給とする。ただし、理事会において必要と認めるときは有給とすることができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第20条（顧問及び参与）

会館に、顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会の承認を得て、馬事その他畜産に関する学識経験者のうちから会長が委嘱する。
3. 顧問及び参与は、会館の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応ずる。

第 4 章 理事会

第 2 1 条（構 成）

理事会は、理事をもって構成する。

2．監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

第 2 2 条（招 集）

理事会は、会長が招集する。

2．理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

3．定例理事会は、毎年 2 回これを開催する。

4．臨時理事会は、次の場合に開催する。

（1）会長が必要と認めたとき。

（2）理事現在数の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

5．理事会の招集は、少なくともその開催の日の 10 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

第 2 3 条（権 能）

理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会館の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

第 2 4 条（議 長）

理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第 2 5 条（定足数）

理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第 2 6 条（議 決）

理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。

第 2 7 条（書面表決等）

やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決権を行使することができる。この場合において、前 2 条の適用については、出席したものとみなす。

2．前項の書面は、理事会の開催の日の前日までに会館に到達しないときは、無効とする。

3. 第1項の代理人は、代理権を証する書面を会館に提出しなければならない。

第28条（議事録）

理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席理事数及び出席理事の氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。）

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3. 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

第29条（評議員）

会館に、評議員6人以上10人以内を置く。

2. 評議員は、理事会において馬事その他畜産に関する学識経験者のうちから選任し、会長が委嘱する。

第30条（評議員会）

評議員会は、評議員をもって構成する。

2. 評議員会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、会館の運営に関し、会長の付議する事項について審議し、又は会長に対して意見を述べることができる。
3. 評議員会は、会長が招集する。
4. 評議員会の議長は、その都度評議員会で互選する。
5. 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第31条（規定の準用）

第16条から第19条までの規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

2. 第22条第5項及び第25条から第28条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第 6 章 事務局等

第 3 2 条（事務局）

会館の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2．事務局に職員を置く。
- 3．事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 3 3 条（書類及び帳簿の備付け）

会長は、事務所に、この寄附行為で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 役員名簿
 - (3) 事業計画書
 - (4) 収支予算書
 - (5) 役員の略歴書並びに評議員及び職員の名簿及び略歴書
 - (6) 許可、許可等及び登記に関する書類
 - (7) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (8) その他必要な書類及び帳簿
- 2．会館は、前項の第 1 号から第 4 号まで及び第 1 3 条第 1 項に規定する書類については、原則として、一般の閲覧に供するものとする。

第 7 章 寄附行為の変更及び解散

第 3 4 条（寄附行為の変更）

この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第 3 5 条（解 散）

会館は、民法第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定による場合のほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けなければ解散することができない。

第 3 6 条（残余財産の処分）

会館が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、会館と類似の目的を有

する他の公益法人に寄附するものとする。

第 8 章 雑 則

第 3 7 条（細 則）

この寄附行為に定めるもののほか、会館の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1. この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成 1 5 年 9 月 2 日）から施行する。